

精神障がい者権利擁護システム事業 (精神医療オンブズマン制度) についてのご報告

このたびは、2万人を超える方々や多数の団体から大阪府の精神障がい者権利擁護システム事業(精神医療オンブズマン制度)の存続を求める署名や要望書をお寄せいただきありがとうございました。

しかし、皆様方の御支援にもかかわらず、残念ながら、本事業は、2008年7月31日をもって廃止されてしまいました。

本事業は、大阪府精神障がい者権利擁護連絡協議会のもとに精神医療オンブズマン制度を設置し、連絡協議会がオンブズマンの病院訪問活動を保障するというものでした。実際のオンブズマンの病院訪問活動については、大阪府精神医療人権センターが大阪府から事業委託を受けて実施してきました。オンブズマンは、病院に訪問して病棟などの療養環境を視察し、患者の苦情や要望等の聞き取りを行い、これらの内容を病院側に伝えたり、療養環境の改善などについて病院側に意見を述べるとともに、訪問活動に関する報告書を作成し、この報告書が連絡協議会で検討され、種々の改善が実現しています。

本事業は、数々の人権侵害が発覚した大和川病院事件の反省を今後の行政に生かすための方策につき府知事から諮問を受けた大阪府精神保健福祉審議会が府知事に対して退院の促進と人権の擁護を柱とした意見具申を行い、府がこれを制度化したものです。

本事業は、精神障害者の権利擁護に関心を持つ全国の組織、機関から注目されてきましたし、2006年12月に国連総会で採択された障害者権利条約などの障害者の権利確立をめざす国際的な流れにも沿うものでした。

現在大阪府下にある精神科病院には約18000人の入院者がいますが、その約3分の1は5年以上の入院であり、その中には20年を超える長期在院を続ける約2000人の方々も含まれています。その多くはいわゆる社会的条件により入院を余儀なくさせられている人々です。精神科病院における人権の軽視・侵害事例の多くは、こうした入院中心の収容型精神科医療に片寄った日本特有の歴史的経過の中で発生してきました。

退院の促進と人権擁護をより一層徹底させるために本事業を継続すべきことは、連絡協議会を構成する13機関・1学識経験者の一致した意見でした。

大阪府の今回の本事業の廃止はこうした権利擁護の大きな流れを突如中断するものであり、到底許されません。

2008年4月に大阪府から本事業廃止案が示されて以降、ただちに多くの方面から本事業を継続すべきであるとの声が寄せられ、こうした府民多数の要望を背景にして、府議会全会派が紹介議員となった「精神障がい者の権利擁護システムの存続を求める請願」が2008年7月23日府議会本会議で全会一致で採択されました。

私たちは、大阪府に対し、「精神障がい者の権利擁護システムの存続を求める請願」が府議会において全会一致で採択されたことを厳粛に受けとめ、あらためてこれまでの精神障がい者権利擁護活動の成果を評価し、新たな精神障害者の権利擁護システムを確立することを強く求めていく決意です。

今後ともお力添えのほど、どうぞよろしくお願いいたします。

2008年9月24日

NPO 大阪精神医療人権センター
代表 里見和夫